マイナンバーカードの健康保険証利用について
（患者さんへお知らせとお願い）

今後の政府の方針により、延期や制度変更となる可能性があります。

お知らせ

健康保険証の廃止を定める法律の改正により、令和６年12月２日から保険証の新規発行ができなくなります。なお、12月２日時点で発行済みの保険証は、最大１年間有効となっています。

保険証をお持ちでない方や、転職などで保険証が新規発行されない方は、医療機関・薬局の受診時はマイナンバーカードで資格の確認をさせていただくことになりますので、ご了承ください。

なお、マイナンバーカードをお持ちでない方は、しばらくの間保険者より資格確認書が発行されます。資格確認の際に必ずご提示ください。

「12月から保険証が使えなくなる」という情報は誤りです。1年間はお持ちの保険証も使えますのでご安心ください。 ※令和７年(2025年)12月１日まで使用できます。

患者さんへのお願い

マイナンバーカードで資格確認をしていただく際には、個人情報を取り扱うため、患者さんご自身で機械の操作をする必要があります。ご面倒をおかけいたしますが、次の要領で操作をお願いします。

他の医療機関や薬局で違う機械が設置されていることがありますが、基本的な操作は同じですので、慣れるまでご足労をおかけいたします。

なお、マイナンバーカードの置き忘れや暗証番号の管理にご注意ください。(顔認証可)

①

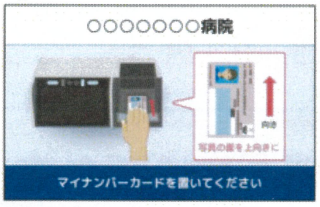

マイナンバーカードの読取

②

認証方法選択

③

顔認証

④

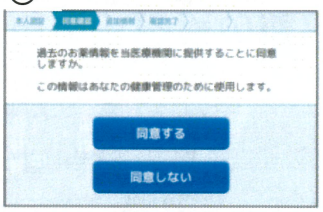

薬剤情報の利用同意画面

⑤

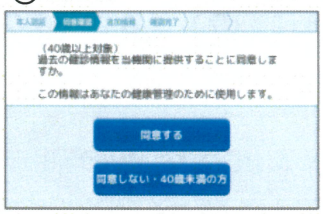

特定検診情報の利用同意画面

操作方法を動画で見れます
You Tube

⑥

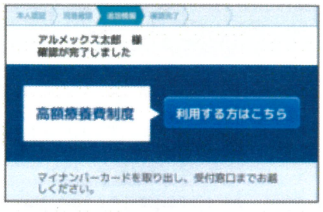

高額療養費提供可否画面

⑦

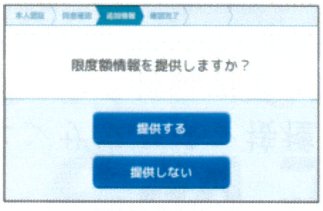

限度額情報の提供可否画面

⑧

完了画面